

## 学校法人和光学園 個人情報保護に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、個人情報保護の重要性にかんがみ、学校法人和光学園（以下「本法人」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、現在及び過去における、本法人が設置する学校の学生・生徒・児童及びその保証人・保護者、本法人が設置する学校の教育を受けようとする者、役員、教職員、その他本法人にかかわる者について、本法人が必要に応じて職務上取得または作成した個人に関する情報で、特定の個人の識別が可能となる情報をいう。

2. この規程において「本人」とは、前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

### (責 務)

第 3 条 本法人は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害防止に関し、必要な措置を講じるものとする。

### (個人情報管理者)

第 4 条 個人情報管理者は本属長とする。

2. 個人情報管理者は、当該部門の業務範囲内における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3. 個人情報管理者は、複数の個人情報代理管理者（以下「代理管理者」という。）を置くことができる。代理管理者は、個人情報管理者の指揮監督の下に、その職務を代行する。

### (収集の制限)

第 5 条 個人情報の収集は、本法人の業務に必要な範囲において利用目的を明確に定め、目的の達成に必要な範囲において行うものとする。

### (利用及び提供の制限)

第 6 条 個人情報は、利用目的を超えて利用してはならない。やむを得ない事情により目的を超えて利用するときは本人の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. 個人情報、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、必要に応じて、当該情報を第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人情報の項目

(3) 第三者への提供の手段または方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること

(適正管理)

第 7 条 個人情報管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防止

(2) 改ざん及び漏洩の防止

(3) 個人情報の正確性及び最新性の維持

(4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

(業務の外部委託)

第 8 条 個人情報管理者は、個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託するときは、受託者において遵守すべき事項を、当該契約の中に明記しなければならない。

2. 個人情報の取扱いを含む業務を行わせるため、人材派遣により外部から人員を受け入れる場合は前項を準用する。

(開示請求)

第 9 条 個人情報により識別可能となる者は、本法人が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2. 前項に規定する者から、個人情報の開示請求があったときは、これを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、診療その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

3. 第1項に規定する個人情報の開示請求は、個人情報管理者に対し、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。

(1) 氏名、身分、所属及びその他請求者を特定する事項

(2) 開示を求める個人情報の名称および項目

(3) 開示を求める理由

(訂正又は削除請求)

第10条 個人情報により識別可能となる者は、本法人が保有する自己に関する個人情報に誤りがあるとき、又は、その取扱いが本規程に反していると認めたときは、当該情報を保有する個人情報管理者に訂正又は削除を請求することができる。

2. 前項の請求については、前条第3項を準用する。

3. 個人情報管理者は、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除を行わないと判断したときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申立て)

第11条 第9条および第10の規定によりなされた措置に不服があるときは、請求者は不服の申立てをすることができる。正当な理由なく相当の期間内に決定が行われない場合も同様とする。

2. 前項の請求は、個人情報管理者に対して、文書をもって行う。

3. 第2項の申立てを受けた個人情報管理者は、速やかに審議決定し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の承認を必要とする。

(細 則)

第13条 この規程の運用について必要と認める場合は実施細則を制定することができる。

付 則

この規程は、2005年6月29日から施行する。